

Q. 地震保険の補償内容は？

A.地震保険は、「地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）」を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

【お支払いする保険金】

地震等によって保険の対象が損害を受け、次の損害の程度に至った場合、保険金をお支払いします。ただし、損害の程度が一部損に至らない場合は、お支払いできません。

損害区分の認定基準（2017年1月1日以降始期契約の場合）

損害の程度	損害の状況		支払われる保険金
	建物	家財	
全損	基礎・柱・屋根などの損害額が建物の時価の50%以上	家財の損害額が家財の時価の80%以上	地震保険金額の100% (時価が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	基礎・柱・屋根などの損害額が建物の時価の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価の60%以上80%未満	地震保険金額の60% (時価の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	基礎・柱・屋根などの損害額が建物の時価の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価の30%以上60%未満	地震保険金額の30% (時価の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	基礎・柱・屋根などの損害額が建物の時価の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満	地震保険金額の5% (時価の5%が限度)
	全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が床上浸水（または地盤面から45cmを超える浸水）		

損害区分の認定基準（2016年12月31日以前始期契約の場合）

損害の程度	損害の状況		支払われる保険金
	建物	家財	
全損	基礎・柱・屋根などの損害額が建物の時価の50%以上	家財の損害額が家財の時価の80%以上	地震保険金額の100% (時価が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
半損	基礎・柱・屋根などの損害額が建物の時価の20%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価の30%以上80%未満	地震保険金額の50% (時価の50%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上70%未満		
一部損	基礎・柱・屋根などの損害額が建物の時価の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満	地震保険金額の5% (時価の5%が限度)
	全損・半損・一部損に至らない建物が床上浸水（または地盤面から45cmを超える浸水）		

※地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために、「地震保険損害認定基準」にしたがって認定しています（国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります）。

Q. 地震による損害が発生した場合、いつまでに連絡をすればよいですか？

A. 長期にわたりご連絡が遅れた場合には、損害状況の確認が困難となる場合がありますので、身の回りの安全が確認され、落ち着かれた段階で、できる限りすみやかにご連絡をお願いいたします。

Q. 地震により損害があった建物・家財を早く修繕をしたいので、損害状況を早く確認して欲しいのですが、いつになりますか？

A. 弊社では、損害調査の専門スタッフを派遣し順次損害状況の確認を行う体制としておりますが、広範囲にわたって甚大な損害が発生していることから、ご連絡および損害状況の調査等が遅れる可能性が考えられます。できる限り、迅速な対応に努めますので、ご理解をお願いいたします。

なお、損傷した建物や家財を現状のまま放置しておくことが危険である場合や生活の再開に支障がある場合で、修理や取り片づけが必要なときは、損傷状況を写真などで撮影するとともに、可能な限り損傷部材や家財の一部を保存していただくようご協力をお願いいたします。

Q. 居住用建物と家財を保険の対象に火災保険に加入していますが、地震保険には加入していません。地震による損害は補償されますか？

A. 火災保険では地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害は補償されません。ただし、「地震火災費用保険金」をお支払いできる場合があります。

Q. 居住用建物と家財を保険の対象に加入している火災保険（※1）の「地震火災費用保険金」は、どのような場合に支払対象となるのですか？

A. 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により一定の損害（※2）が発生した場合、保険金額の5%（1事故1敷地内300万円限度）をお支払いします。

（※1）「地震火災費用対象外特約」がセットされているご契約または地震火災費用保険金が補償されない旨の記載があるご契約の場合にはお支払いできません。

（※2）「一定の損害」とは、損害の状況が次に該当する場合をいいます。

(1) 保険の対象が建物の場合：建物が半焼以上となったとき

(2) 保険の対象が家財の場合：家財を収容する建物が半焼以上となったとき、または家財が全焼となったとき